



クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2021年7月7日

インドネシア小水力発電支援ファンド全号

分配時報告

平素よりお世話になっております。インドネシア小水力発電支援ファンドにご投資いただき、ありがとうございます。

標記ファンドにつきまして直近の状況及び、2021年6月期における本ファンドシリーズの投資家様への分配についてご報告いたします。

さて、下記【対象ファンド】は、本件匿名組合契約書第4.1条第2項にて、本件匿名組合契約の有効期間をそれぞれ下表に記載の通りとしておりましたが、すべての【対象ファンド】について2021年1月に、2021年3月末までの契約期間延長を行いました。また、2021年3月25日付「インドネシア小水力発電支援ファンドシリーズ 契約期間延長のお知らせ」においてご報告させていただきました通り、クラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下「本営業者」といいます。）は、以下の事由により契約期間再延長を行い、延長後の有効期間を2022年3月末日までとさせていただきます。

【対象ファンド】

ファンド名称	匿名組合契約第4.1条第2項に定める当初有効期間
インドネシア小水力発電支援ファンド3号	2020年12月末日
インドネシア小水力発電支援ファンド4号	2021年1月末日
インドネシア小水力発電支援ファンド5号	2020年12月末日
インドネシア小水力発電支援ファンド6号	2021年1月末日

【事業の概況】

本ファンドにおいて本営業者はクラウドクレジット株式会社のエストニア子会社（Crowdcredit Estonia OÜ。以下「エストニアグループ会社」といいます。）に貸付を行い、エストニアグループ会社はこの借入金を原資として、(案件①)インドネシア共和国を拠点に事業を展開する小水力発電事業会社であるPT Anantaka Energi Indonesia（以下「Anantaka社」といいます。）へ貸付を行うとともに、6号フ

ファンド以外のファンドについては、(案件②) Mintos という P2P レンディングプラットフォームを介して、ジョージア (旧グルジア共和国) の会社 Creamfinance Georgia LLC の取り扱う個人向けローン債権の購入を行いました。

小水力発電事業

Anantaka 社への貸付金はインドネシア共和国トバ湖近郊の北スマトラ州フンバン・ハスンドゥタン県の河川プロジェクト (10MW 小水力発電プロジェクト) の建設資金として活用されました。本プロジェクトは 2018 年 5 月頃より着工し、当初 2019 年 12 月に完工の予定でしたが、工期の遅れにより完工予定が 2020 年 2 月に延期となりました。その後、新型コロナウイルスの影響による機器・土木輸送や現場監督員の渡航制限、建設人員不足の影響を受け、2020 年 5 月には、完工予定が 2020 年 8 月に再延期となりました。輸送・移動制限がある中、建設作業は継続して進められ、同年 7 月下旬には小水力発電設備並びに送電線 (43km) の建設が完了、試運転を経て、同年 8 月 27 日に完工、商業運転が開始されました。

本プロジェクトの完成で追加された年間発電量は約 61 ギガワット時 (約 1 万 1 千世帯の年間消費電力量) 相当で、その発電電力すべてをインドネシア国有電力会社 (PLN) が買い取ります。PLN は、かかる電力を自社の電力網を使用して各家庭へ供給します。その供給対象はトバ湖近くの Dolok Sanggul 区を中心とする約 6 万 9 千世帯で、従前は電力の供給不足のために断続的な停電が起きていましたが、本プロジェクトの完成を通じて安定的な電力供給を図ります。また、本プロジェクトが再生可能エネルギーである小水力発電を採用したことによって、スマトラ島で消費される電力の平均的な発電方法に比べて、年間約 42,197 トン (約 3 百万本の杉の木が 1 年間で吸収する二酸化炭素量に相当) の CO2 削減が実現することとなります。

【契約期間延長の事由】

Anantaka 社は、2021 年 3 月 16 日において、下記の事象が発生したため、エストニアグループ会社に対して元利金返済期限の再延長の要請を行いました。

<発生した事象と当該返済原資の用途>

- ・ 小水力発電所の商業運転開始後、2020 年 11 月から 2021 年 1 月までの大雨による自然災害を受け、地すべり等が発生、発電所の安全な運営に大きな懸念が生じた。
- ・ 当初返済原資として確保した資金を発電所の維持管理・補強のための資金とする。

これを受け本営業者は、Anantaka 社と【今後の対応】記載の再延長契約を締結することを前提に、返済期限の再延長を受諾いたしました。

【今後の対応】

Anantaka 社とは再延長契約の締結に向け、現在詳細を協議しております。現在の協議状況は以下の通りです。尚、下記 3 点は最終確定したのではなく、今後の協議の進展によって変更の可能性があることをご了承頂きますようお願いいたします。

- ・ Anantaka 社は、遅延損害金※として年利 2%の利息を支払う。
- ・ Anantaka 社は、本再延長契約締結に係る各種コストを支払う。
- ・ Anantaka 社は、2021 年 3 月に USD 100,000 の返済手続きを行う。その後、同年 5 月に USD 150,000、同年 9 月末までに残額の返済を目指す。Anantaka 社は同合意に関わらず、返済資金の手配を至急行う。

※ 現在、Anantaka 社に課される遅延損害金は年利 1%となっております。

1 点目につきまして、Anantaka 社とエストニアグループ会社間のローン契約にかかる遅延損害金として、当初のローン契約期間を超過した期間においては、当初貸付利率に遅延利率（年利 2%）を上乗せして計算される利息がエストニアグループ会社に返済され、本営業者への返済に充てられます。3 点目につきまして、2021 年 5 月に Anantaka 社からエストニアグループ会社へ該当金額（USD 150,000）の返済が行われました。本営業者はそこから弁護士費用などを控除した USD 143,910.13 を原資として、2021 年 6 月期の分配を行います。

なお、本件にかかる 3 号～6 号全てのファンドに対する分配金の按分方針は以下の通りといたします。

- 各ファンドの未回収元本額と 2021 年 6 月末時点で当初約定された未収利息の合計額を元に各ファンド号数で比例按分し、エストニアグループ会社は本営業者に対して、元本を優先して返済を行います。これは、最終的に元本に毀損が生じる可能性がある中で、利息を優先して支払うと利息の分配のたびに投資家様において源泉徴収税の負担が生じ、最終的に元本が毀損することになった場合、トータルでのネット（手取り）の受取り額が減少してしまう可能性があるため、それを避けるためです。

また、マイページ上「予定分配スケジュール」の遅延損害利率につきましては、今後収受可能な遅延損害利息によって変更の可能性があることをご了承頂きますようお願いいたします。

2021年6月期、エストニアグループ会社がAnantaka社から受けた返済を原資として、以下の金額（税引き前）を分配させていただきます（単位：円）。

インドネシア小水力発電支援ファンド3号	3,828,915
インドネシア小水力発電支援ファンド4号	2,245,777
インドネシア小水力発電支援ファンド5号	4,827,930
インドネシア小水力発電支援ファンド6号	4,934,687

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号

クラウドクレジット・ファンディング合同会社、エストニアグループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ）およびクラウドクレジット株式会社（連結ベース）の主な経営・財務指標は以下のとおりです。

	資本金	総資産	総負債	純資産	売上高	営業損益	経常損益	当期純損益
クラウドクレジット・ファンディング合同会社 (2020年12月末現在・単位：千円)	1,000	15,432,291	15,448,532	△ 16,240	2,003,020	30	297	222
Crowdcredit Estonia OÜ (2020年12月末現在・単位：ユーロ)	5,000	111,679,233	111,003,700	675,533	15,131,472	△ 240,808	△ 19,557	△ 19,557
クラウドクレジット株式会社(連結ベース) (2020年12月末現在・単位：千円)	50,000	18,266,444	17,684,197	582,247	2,146,798	△ 434,008	△ 403,537	△ 455,279

※ 会計期間(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の金額を記載しております。